

## ～ 国際研修 ～

### 第4回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

横山 幸俊

#### 第1 はじめに

国際協力部では、2009年11月2日から同月13日までの間、第4回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修を実施した（研修日程は添付の資料のとおり）。

研修員は、中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任扈紀華氏を団長とする同民法室等から選出された研修員11名であり、研修員の詳細については、後記第2の3のとおりである。

この場をお借りして関係各位に深く感謝申し上げたい。

#### 第2 本研修実施の背景・目的

##### 1 本研修実施に至る経緯

中国政府からの要請に基づき、2007年11月から3年間の予定で、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

上記民事訴訟法・仲裁法についての、これまでの本邦研修・現地セミナーについては、ICDNEWS40号を参照されたい。

また、2008年には、中国政府から、権利侵害責任法（不法行為法）制定の支援も要請されたため、2009年からは、同法制定への協力も行われることとなった（同法について実施された、第3回中国現地セミナーについては、本号の別稿を参照されたい）。

これまでの上記プロジェクトにおける本邦研修及び現地セミナーと同様に、事前に、中国側（上記民法室）から、関心事項についての書面での質問、日本側（JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研究会、中国権利侵害責任法研究会）からの書面での回答が行われた。

##### 2 本研修の目的

本研修は、中国の民事訴訟法につき、その改正に向けた研究に資するため、これまでの本邦研修・現地セミナー等を踏まえ、中国側の関心事項、及び民事訴訟手続全般にわたる背景の整理等について、討論を通じて理解を深めることを目的とした。

また、中国の権利侵害責任法につき、その制定に資するため、中国側の関心事項、公開された第3次草案等について、討論・助言を通じて理解を深めることを目的とした。

### 3 研修員について

前記研修の背景・目的から、研修員には、主として、民事訴訟法の改正・権利侵害責任法の制定の起草に携わる、前記民法室職員等が選定された。

研修員は、以下のとおり。

- 扈紀華 全人代常務委員会法制工作委员会民法室 副主任
- 羅東川 最高人民法院研究室 副主任
- 段京連 全人代常務委員会法制工作委员会民法室調研員
- 李文閣 同 上
- 趙振宏 同委員会研究室調研員
- 嚴冬峰 同委員会法規備案審査室副処長
- 庄曉泳 同委員会民法室幹部
- 孫娜娜 同 上
- 陳 強 同委員会弁公室幹部
- 許 燦 同委員会民法室幹部
- 王歷磊 同委員会立法計画室幹部

## 第3 本研修の概要

### 1 本研修日程の方針

前記の目的に従って、討論形式で行うこととした。

なお、具体的な日程は、添付の日程表を参照されたい。

### 2 日本側からの情報提供、質疑応答等について

討論1（証拠収集・証拠調べの強制と証明妨害）においては、山本和彦教授（一橋大学大学院法学研究科）から、証拠調べ及び証拠収集の強制方法並びに証明妨害について発表をしていただいた。中国側からは、文書提出命令と米国のディスカバリー制度との関係等についての質問等がなされ、山本教授等から説明が行われた。

討論2（人事訴訟・家事審判）においては、松下淳一教授（東京大学大学院法学政治学研究科）から、人事訴訟、家事審判、家事調停、家庭裁判所等について発表をしていただいた。中国側からは、非訟事件手続法が制定された趣旨についての質問等がなされ、松下教授等から説明が行われた。

討論3（訴え提起と訴訟の終局における当事者主義、職権主義、手続保障）においては、松島洋弁護士から、訴えの提起と訴えの終了のそれぞれの段階における、当事者主義と職権主義の現われ、また手続保障について発表をしていただいた。中国側からは、訴状の補正の期間についての質問等がなされ、松島洋弁護士等から説明が行われた。

討論4（弁論と証拠調べにおける当事者主義、職権主義、手続保障）においては、垣内秀介准教授（東京大学大学院法学研究科）から、弁論及び証拠調べに妥当する諸原則、



弁論及び証拠調べにおける手続保障等について発表をしていただいた。中国側からは、職権証拠調べについての質問等がなされ、三木浩一教授（慶應義塾大学法科大学院）、垣内准教授等から説明が行われた。

総括質疑（民事訴訟法）においては、中国側から、証人尋問における裁判所と当事者の役割についての質問等がなされ、上原教授等から説明が行われた。

討論5（中国権利侵害責任法草案の発表）においては、扈紀華民法室副主任から、パブリックコメントに付された中国権利侵害責任法第3次草案について発表していただいた。中田裕康教授（東京大学大学院法学政治学研究科）、沖野真巳教授（一橋大学大学院法学研究科）等から、その内容についての確認等が行われた。

討論6（過失責任と無過失責任、環境汚染責任）においては、中田教授から、「無過失責任の立法の在り方」について発表していただき、大塚直教授（早稲田大学大学院法務研究科）から、「日本における環境関連の不法行為責任について」を発表していただいた。

討論7（製造物責任）においては、松尾弘教授（慶應義塾大学法科大学院）及び沖野教授から、中国側からの事前の製造物責任に関する質問事項に対応して、それぞれ発表していただいた。



討論8（労災と損害賠償、自動車事故責任）においては、松島洋弁護士から、労災と損害賠償、交通事故と損害賠償等について発表していただいた。

交通事故に関する弁護士との座談会においては、栗津光世弁護士から、「日本の『交通事故損害賠償額の算定基準』と『自動車保険』」について説明していただいた。

交通事故に関する裁判官との座談会においては、大阪地方裁判所交通部の裁判官の方々から、裁判実務上の認定の問題等について説明していただいた。

医療事件に関する裁判官との座談会においては、大阪地方裁判所医療部の裁判官の方々から、過失の認定における鑑定人の確保等について説明していただいた。

大阪市環境局舞洲スラッジセンター見学においては、汚泥処理施設等を見学し、同センターの職員から、大阪市内の河川の状況等について説明していただいた。

総括質疑（権利侵害責任法）においては、権利侵害責任法第3次草案について、中田教授、沖野教授等から、内容の確認、コメント等が行われた。

#### 第4 所感

今回の研修は、前半の日程が民事訴訟法、後半の日程が権利侵害責任法を中心として行われ、日程的に過密でもあったが、本研修直前に権利侵害責任法第3次草案がパブリックコメントに付されて、同草案についての確認、コメント等も行われて、充実した研修が行われたと感じられた。

#### 第5 本研修前後の権利侵害責任法の制定への協力状況

2009年7月20日、21日の第3回中国現地セミナー（別稿参照）の後、中国側からの高度危険責任等についての追加質問等に対し、同年8月下旬から9月にかけて、JICA中国権利侵害研究会等から、文書で回答・助言等が行われた。

また、2009年9月には、第14回日中民商事法セミナーが東京・大阪にて開催されて、権利侵害責任法がテーマの一つとされ、全人代常務委員会法制工作委員会民法室副処長の石宏氏が講演、沖野教授及び松尾教授がコメントを行って討論がなされた（財団法人国際民商事法センター機関誌「ICCLC」第31号ご参照）。

さらに、中国側から、本研修に向けて、製造物責任等についての追加質問が行われ、また、本研修直前に、権利侵害責任法第3次草案がパブリックコメントに付された。

そして、中国側から、本研修後の11月下旬から12月初めにかけて、動物責任、安全配慮義務等についての追加質問が行われ、JICA中国権利侵害研究会等から、文書で回答、上記草案に対する意見等の助言が行われた。

2009年12月下旬の全国人民代表大会常務委員会において、権利侵害責任法は、審議され、同月26日、可決成立した。なお、同法の施行は、2010年7月1日からである。

## 第6 おわりに

本研修は、前述のとおり、中国の民事訴訟法改正、権利侵害責任法制定に向けて、参加者が熱意をもって取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本研修等に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

## 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第4回本邦研修 日程表

月 日	曜	10:00  12:30	14:00  17:00
11 / 月 2		中国発	日本着 TICフリーフィング (16:00～17:30) JICA/ICDオリエンテーション (17:30～18:30)
11 / 火 3		文化の日	
11 / 水 4		10:30～ 事務次官, 官房長, 官房審議官表敬	12:15～13:30 法総研所長主催意見交換会 山本教授、松島弁護士、金講師
11 / 木 5		討論2 人事訴訟・家事審判 松下教授、垣内准教授、金講師	討論3 訴え提起と訴訟の終局における当事者主義、職権主義、手続保障 上原教授、松島弁護士、小出判事、金講師
11 / 金 6		討論4 弁論と証拠調べ(争点整理含む)における当事者主義、職権主義、手続保障 三木教授、垣内准教授、金講師	総括質疑(民事訴訟法) 上原教授、三木教授、金講師
11 / 土 7		大阪へ移動	15:00～ 大阪市環境局 舞洲スラッジセンター見学
11 / 日 8			
11 / 月 9		交通事故に関する弁護士との座談会 (損害賠償額の算定、自賠責制度) 栗津光世弁護士	大阪地方裁判所見学 交通事故に関する裁判官との座談会 大阪地方裁判所
11 / 火 10		大阪地方裁判所見学 医療事件に関する裁判官との座談会 大阪地方裁判所	東京へ移動
11 / 水 11		討論5 質疑応答(権利侵害責任法草案についてのコメント、第3次稿等) 中田教授、沖野教授	討論6 過失責任と無過失責任、環境汚染責任 中田教授、沖野教授、大塚教授
11 / 木 12		討論7 製造物責任 沖野教授、松尾教授	討論8 労災と損害賠償、自動車事故責任 中田教授、松尾教授、松島弁護士
11 / 金 13		総括質疑(権利侵害責任法) 中田教授、沖野教授、金講師	協議 今後のプロジェクトの進行 上原教授、垣内准教授ほか 評価会 (16:00～17:30) 閉講式 (17:30～18:00)
11 / 土 14		帰国	